

う え だ な つ き
上田 奈月

日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門
マネジャー

2021年5月、ドイツ政府は、45年までに国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロ化する方針について閣議決定を行った。かつての同国政府は、温室効果ガス排出量実質ゼロ化（年限：50年、対象：EU全加盟国）の案について、あまり積極的な姿勢を見せなかった。国内の自動車メーカーなどに配慮したことが理由の一つといわれている。それにもかかわらず、上記決定が下された背景には、さまざまなステークホルダーによる社会課題対応の要請を、政府等が十分にくみ取らざるを得なくなっているという現状が挙げられる。

社会課題対応要請を行うステークホルダーの筆頭に挙げられるのは、言うまでもなくNGOであろう。例えば、前述したドイツ政府の決定は、NGOの支援を受けた市民からの「気候保護法（19年施行）」は50年に向けた十分な規定がない」という訴えに、憲法裁判所が同法の一部を違憲とする判決を下したことが契機となっている。同法は、運輸業を含む各業種に温室効果ガス削減に向けた具体的方策を定めているが、その年限は30年にとどまり、31年以降の具体的な方策が規定されていないかった。なお、こうしたNGOなどによる抗議活動は、しばしば企業に対しても向けられることがある。金融機関や総合商社などに対し、石炭火力発電事業への投資撤退を求め運動などを想起される方も多いのではないだろうか。

もう一つ注目を集めているのは、企業の従業員による動きであろう。米国アマゾンの従業員数千名あまりが、同社CEOと取締役会に対し、地球温暖化対策に真摯に取り組

むよう求める公開書簡を送付した（19年）という事例はよく知られている。こうした運動は、待遇改善など従業員自身の利益を目指すためのものではなく、「持続可能な社会を実現する」という目的で展開される「Employee Activism」として、特に米国で盛り上がりを見せている。

これらの要請に対し、企業がどのように取り組んでいるかを投資家サイドも注視している。該当事象に関して「十分な取り組みを実施していない」と判断された企業は投資インデックスから除外されるという事態もしばしば発生している。

「株主第一主義」と「ステークホルダー主義」の両立に向けて

では企業としてどのような取り組みを行うことが「十分」と言えるものなのだろうか。それは「さまざまなステークホルダーからの要請に配慮しつつも、その場しのぎのコミュニケーションではなく、企業として長期目線でのマネジメントを具備しておく」ということに尽きる。今後、も新たな社会課題が数年単位のサイクルで発現するであろうことを考慮すると、自社が中長期的に目指すべき方向性を見定め（例：長期ビジョン策定）、それに見合った（社会課題解決につながる得る）KPIを設定し、対応策を取り決めて着実に取り組んでいくことが、株主・投資家による期待に応えることにつながるだろう。一方で、

そうした企業としての軸を常に維持しつつも、甚大な被害をもたらすような社会課題への取り組み要請がステークホルダーからなされた場合に、トップ自らが彼らとのエンゲージメントに注力し、当該課題に関する目標・対応策の強化を図る、ということも社会全体から要請されている。この双方を実現し、従来対立概念として捉えられてきた「株主第一主義」と「ステークホルダー主義」を両立させた「サステナビリティ経営」の在り方が、よりいっそう日本企業の間で拡大していくことを期待したい。

（次回は8月2日付に掲載します）